

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第40号「令和6年度安芸市鉄道経営助成基金事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第41号「令和6年度安芸市介護保険事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第42号「令和6年度安芸市住宅団地整備事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第43号「令和6年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第44号「令和6年度安芸市水道事業会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第45号「令和6年度安芸市下水道事業会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第46号「3年災101/203有井頭首工災害復旧工事請負契約の一部変更の件」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長 提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第46号「3年災101/203有井頭首工災害復旧工事請負契約の一部変更の件」につきまして

は、令和4年8月1日付で契約を締結し、令和5年議案第65号により契約の一部変更について議会の議決を経た同工事について、変更前の契約金額に1,061万5,000円を増額し、変更後の契約金額を1億9,728万5,000円とするための変更契約を締結しようとするものでございます。

変更理由及び契約の相手方は議案説明に記載しております。また、図面を議案説明資料として添付しておりますので、お目通しをお願い申し上げます。

工事請負契約締結後における建設資材の高騰や急激な物価上昇の影響による市場の実勢価格の変動を請負金額へ的確に反映させるため、受注者からの請求に基づき、建設工事請負契約第26条第5項の単品スライド条項及び同条第6項のインフレスライド条項を適用するものでございます。単品スライドにつきましては、令和4年施行の生コンクリート価格を新単価で積算するもの。インフレスライドにつきましては、適用基準日である令和5年10月16日以降の残工事を適正な請負金額へ増額するものでございます。

また、2号魚道の設置位置及び工法について国の変更承認を受けましたが、河川区域の施工可能期間内での完了が困難であることから、2号魚道及び護床工の施工量を減とするなど、数量確定に伴う精算により設計変更を行うものでございます。

なお、内訳といたしましては、単品スライドによるものが132万円の増、インフレスライドによるものが1,024万1,000円の増、2号魚道及び護床工の減など、出来高精算によるものが94万6,000円の減となっております。

以上で提案しました案件の説明とします。御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○徳久研二議長　これより、本件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長　別に質疑もなければ、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長　御異議なしと認めます。よって本件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長　別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第46号「3年災101/203有井頭首工災害復旧工事請負契約の一部変更の件」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第47号「パーティー券を含む企業・団体献金の全面禁止を求める意見書」から議案第49号「食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書」までの3件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら3件について、提案理由の説明を求めます。

10番 川島憲彦議員。

○10 番（川島憲彦議員） 議案第47号「パーティー券を含む企業・団体献金の全面禁止を求める意見書」

上記の議案を別紙のとおり、安芸市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年3月18日

発議者 安芸市議会議員 川島 憲彦

賛成者 安芸市議会議員 千光士 伊勢男

案文を読み上げまして、議案説明といたします。

#### パーティー券を含む企業・団体献金の全面禁止を求める意見書（案）

政治資金規正法では、1回の政治資金パーティーにつき合計が20万円を超えるパーティー券を購入した者の氏名等を政治資金収支報告書に記載することが義務付けられている。

しかし、自由民主党が派閥の政治資金パーティー裏金事件を受けて行ったアンケート結果（2月13日）では、2018年から2022年の政治資金収支報告書への不記載総額は約5億8,000万円との報道があった。

パーティー券の大半を企業・団体が購入しているのが実態である。名目上はパーティーに参加する対価であるが、実際にはそのほとんどが利益となっており、パーティー券の収入が事実上の企業・団体献金となっている。

企業・団体献金は、政治家個人に対するものだけは禁止になっているが、「2つの大きな抜け穴」が残された。一つは、政党や政党支部への企業・団体献金の容認、もう一つは、企業・団体によるパーティー券購入という事実上の企業・団体献金である。

政党は、国民の中で活動し、国民の支持を得て活動資金をつくるのが基本である。営利を目的とする企業が献金やパーティー券の購入を行うのは、政策的な見返りを求めているためである。お金の力で政治をゆがめることは、国民の政治不信となる。

よって、国におかれては、パーティー券を含む企業・団体献金の全面禁止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月18日

提出先

衆議院議長

参議院議長